

御杖中学校卒業式
ご卒業おめでとーうーいざいます！



卒業式にて答辞を読む
生徒会長 上林なつみさん

CONTENTS

- | | | |
|---------------------|-------------------------------|------------------------|
| P1 御杖中学校卒業式 | P 8~13 お知らせ | P22~24 お知らせ |
| P2 村長施政方針 | P14~15 地域学校パートナーシップだより | P25 姫石の湯だより |
| P3~5 令和4年度予算 | P16~19 お知らせ | P26~27 図書館だより 他 |
| P6~7 議会だより | P20~21 保健・福祉センター情報 | P28 人事異動 他 |

令和4年度 村長施政方針 **要約**

この掲載文は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解をお願いいたします。

新年度の予算編成の方針と主要施策の概要を申し述べ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

● 国内外の情勢と編成方針

国内では、オミクロン株による感染者の増加や経済への影響、原油価格などの高騰から景気減速が懸念されています。国外に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻によって更なる円高や株安などの影響を及ぼすことが予想され、経済の回復はますます鈍化する恐れがあります。

厳しい経済状況の下、限られた財源で過疎化や少子高齢化等の課題に取り組むために、これまで同様、無駄のない予算編成に努め、創意工夫を凝らした行財政運営を行います。

● 令和4年度における施策の展開

一般会計予算は、23億4,700万円、3年度当初予算に対して8.4%(2億1,400万円)の減額、特別会計を含めた**予算総額は33億7,431万3千円**となり、5.5%(1億4,950万円)の減となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

創造の杖(農業・林業・商工観光)

保全管理、生産活動の維持が課題となっている農業では、引き続き地域おこし協力隊制度の活用などを行い、また、新規就農者支援等の支援策を充実させます。

山林の適正管理のため、施業放置林の間伐や材の生産促進、担い手対策などを進めていきます。

プレミアム商品券の発行による消費喚起と事業者と消費者の両側支援策を継続して行います。また、屋外レジャー需要の高まりに伴った、旅行村の利用客の増加を踏まえ、施設整備やリニューアルの検討を行います。さらに、温泉温浴施設に薪ボイラーを導入し、間伐材の有効活用と木材の村内生産から消費までの循環の流れを作ります。

育成の杖(子育て・教育・歴史文化・健康・福祉)

子育て支援については、医療費や予防接種費用の助成、保育料や給食費の無償化を継続します。

統合校舎の完成に伴い、9年間の小中一貫教育の場での豊かで高度な教育をつくります。また、保育園児からの英会話塾の運営を継続し、グローバルに活躍できる子どもを育成します。

日常生活における健康管理の必要性はここ数年で更に高まりました。コロナウイルスの感染拡大予防と重症化のリスクを低減させるため、第3次のワクチン接種と子どもへのワクチン接種を進めます。

全国5番目の高齢化率となった本村では、ケアハウスの増床を行い、施設サービスの需要の高まりに対応します。

環境の杖(生活基盤・生活安全・人権)

桃俣の配水管路布設替えに続き、菅野の簡易水道の工事にも着手します。

防災対策については、各大字の公民館・体育館の耐震化と施設改修を計画的に行っていますが、菅野体育館・公民館の耐震改修工事を行い、神末体育館についても設計に着手します。

● 結びに

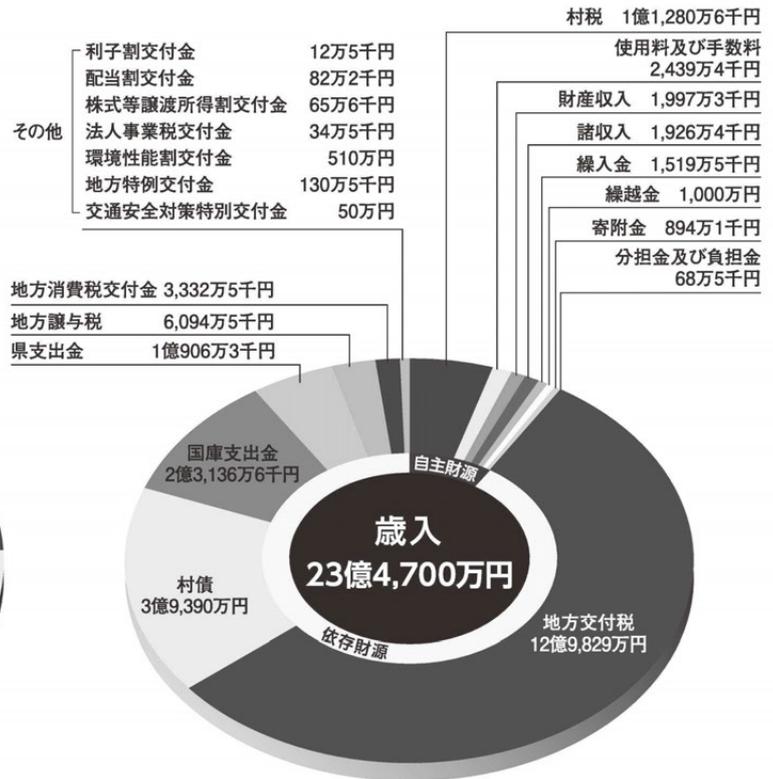
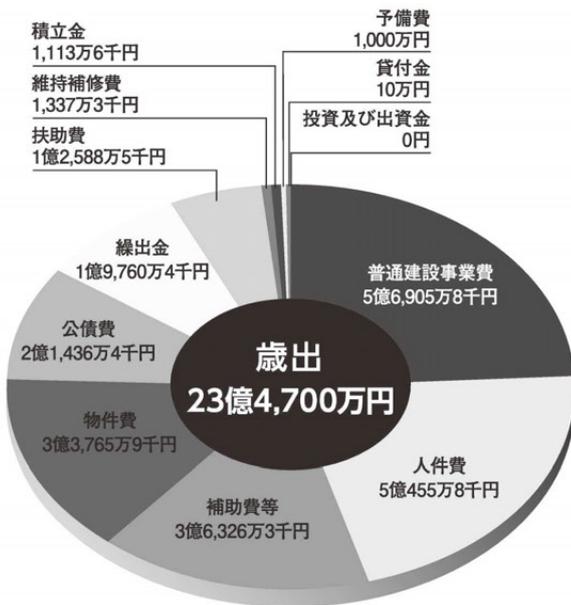
以上、令和4年度に向けた施政方針と予算案の骨格について申し上げます。新型コロナウイルス感染症にうち勝ち、社会全体が前向きに、より豊かとなるよう、皆様と一丸となり、安心安全なむらづくりを進めてまいります。

令和4年度 一般会計予算

一般会計予算は23億4,700万円で、前年度当初予算に比べて2億1,400万円、8.4%の減額となっています。特別会計を合わせた村全体の予算総額は約33億7,431万3千円となりました。

一般会計 **23億4,700万円** (対前年度比8.4%減)
 特別会計…………… **10億2,731万3千円** (対前年度比1.9%増)
 全会計 **33億7,431万3千円** (対前年度比5.5%減)

一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算 **1,568,850円**
 (令和4年3月1日現在人口 1,496人)



目的別から見たお金の使い方

※()内は村民1人当りの金額。
 (令和4年3月1日現在の総人口1,496人で算出)

項目	金額	1人当り
公債費 村債やその利子の返還のために	2億1,436万4千円	(143,291円)
土木費 道路や村営住宅のために	2億8,427万1千円	(190,020円)
商工費 商工業・観光振興のために	1億4,995万9千円	(100,239円)
民生費 福祉・医療のために	4億9,272万2千円	(329,359円)
教育費 学校や生涯学習のために	2億7,706万6千円	(185,204円)
議会費 議会運営のために	3,706万9千円	(24,778円)
総務費 行政運営のために	4億4,815万1千円	(299,566円)
衛生費 ごみ処理や病気予防のために	1億6,623万4千円	(111,118円)
労働費 雇用を促進するために	50万円	(334円)
農林水産業費 農林業の振興のために	1億5,916万3千円	(106,392円)
消防費 消防や防災対策のために	1億750万1千円	(71,858円)
予備費 緊急時に備えるために	1,000万円	(6,684円)

会計別予算

(単位: 千円・%)

会計名		令和4年度	令和3年度	前年度比		
一般会計		2,347,000	2,561,000	△ 214,000	△ 8.4	
特別会計	簡易水道事業	139,119	129,205	9,914	7.7	
	国民健康保険	407,476	403,650	3,826	0.9	
	内訳	(事業勘定)	290,560	287,712	2,848	1.0
		(診療施設勘定)	116,916	115,938	978	0.8
	介護保険	437,681	435,529	2,152	0.5	
	後期高齢者医療	43,037	39,879	3,158	7.9	
合計		3,374,313	3,569,263	△ 194,950	△ 5.5	

創造の杖(農業、林業、商工観光) ~地域資源を活かした産業の振興~

(単位: 千円)

●温泉薪ボイラー整備事業 61,200

本村の豊富な森林資源の活用のために、温泉施設に薪ボイラーを設置します。

●施業放置林整備事業 28,213

森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置森林の間伐を行います。

●プレミアム商品券発行事業 23,529

地域経済の活性化対策として、村内の商店等で利用できるプレミアム商品券を発行します。

●農業経営基盤強化促進事業補助金事業 18,000

農業者に対して、ビニールハウスの設置や農業用機械の購入等に対する支援に加え、農業法人等への経営規模拡大に対する補助を行うことで、基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたって地域の農業を発展させる担い手の確保を目指します。

●米の直接支払交付金事業 9,600

米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、既に廃止された国の制度に代わり、村単独で米の直接支払交付金事業を行います。今年度から反当り単価を7,500円から15,000円に引き上げます。

●みつえ青少年旅行村リニューアル事業 5,000

前回のリニューアルから17年が経過し、老朽化した施設を改善するとともに、増加するキャンプ客のニーズに対応することなどを目的として、施設のリニューアルを進め、さらなる集客を図ります。

育成の杖(子育て、教育、歴史文化、健康、福祉) ~地域ぐるみの学び・育ちの推進~

(単位: 千円)

●菅野体育館・公民館耐震改修事業 95,055

御杖村耐震改修促進計画に基づき、地震による倒壊等を未然に防止し、村民の安全を確保することを目的として、菅野体育館・公民館の耐震補強を行います。

●ケアハウス施設整備増床事業 59,656

施設入所待機者の状況に鑑み、ケアハウス施設の増床を行います。

●**スクールバス更新事業** 21,044

導入から20年以上が経過したスクールバスの更新を行います。

●**伊勢本街道整備事業** 10,744

伊勢本街道について、文化財として国や県の補助金を受けて、史跡登録ができるよう調査等の事業を進めます。

●**教員住宅改修事業** 5,000

老朽化が進んでいる教員住宅の改修を行います。今年度は、改修工事のための設計を行います。

●**神末レクリエーション体育館耐震補強事業** 4,198

御杖村耐震改修促進計画に基づき、地震による倒壊等を未然に防止し、村民の安全を確保することを目的として、神末レクリエーション体育館の耐震補強を行います。今年度は耐震補強工事に先立ち、設計を行います。

●**神末中央集落センター改修業務** 2,120

避難所に指定されている当施設の大規模災害時における避難生活の場となる施設としての機能を向上させることを目的として、ベランダ・外階段の修繕やトイレの洋式化等を行います。

●**土屋原公民館横フェンス更新事業** 1,866

老朽化がみられる土屋原公民館横のフェンスについて、利用者の安全性を確保するため、更新を行います。

環境の杖(生活基盤、生活安全、人権) ~安全で快適な暮らしの保障~

(単位: 千円)

●**簡易水道配水管更新事業** 48,334

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

●**村道災害防除(法面对策)事業** 45,000

安全で安心して走行できる快適な道路空間確保のため、道路法面の落石対策等を行います。

●**橋梁長寿命化補修事業** 45,000

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

●**村道維持(舗装補修)事業** 40,000

道路の安心・快適な通行確保を目的に、通常の維持補修を行うとともに、路面性状調査に基づき、必要な舗装補修を実施します。

●**宇陀衛生一部事務組合負担金** 31,996

家庭から排出されるし尿等の処理施設における大規模施設改修工事について、その費用の一部を負担します。

●**村道改良事業** 31,250

生活道路や通勤道路としての安全性を高めることはもとより、災害発生時においては、国道369号線からの輸送ルート及び緊急車両の円滑な進入の確保を目的として、村道の拡幅・改良を行います。

●**土屋原浄水場非常用電源整備事業** 13,750

災害時にライフラインである水の確保を行うため、土屋原浄水場において非常用電源設備を設置します。

議会だより

第140号



3月定例会

3月議会定例会は、3月9日に召集され、会期を3月22日までの14日間とし、3月22日に続会議を行い閉会しました。この会期中には、全員協議会や予算決算委員会が開催され、村長より提出された令和4年度当初予算を含む20件について、慎重に審議を行い、すべての案件について原案どおり可決・承認されました。なお一般質問については、新年度予算や条例改正等多くの議案となることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、会議時間を短縮するため、一般質問は行わないことといたしました。

村長提案



◆承認(補正予算)

◎専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算(第6号))

【内容】 子育て世帯への臨時特別給付金の追加給付分を計上するものです。

・補正額 385万円の増額

・補正後 29億8,325万1千円

・専決日 令和3年12月17日

◎専決処分の承認を求めることについて(令和3年度一般会計補正予算(第7号))

【内容】 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金を計上するものです。

・補正額 4,684万3千円の増額

・補正後 30億3,009万4千円

・専決日 令和4年1月5日

◆可決(条例)

◎御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 国家公務員特別職の給与が改定されることから、これに準じて、本村議員の期末手当について減額改定するものです。

◎特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 国家公務員特別職の給与が改定されることから、これに準じて、本村特別職の期末手当について減額改定するものです。

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 国家公務員一般職の給与が改定されることから、これに準じて、本村一般職の期末手当について減額改定するものです。

◎御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 本村一般職の期末手当の改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員についても減額改定するものです。

◎特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 本村行政委員会を中心とした非常勤特別職員の報酬を規定しているものに、統計調査員の区分を追加するものです。

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 本村非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和のため、改正するものです。

◎御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

【内容】 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正に伴い、改正するものです。

◎奈良県広域消防組合規約の変更

◆可決(補正予算)

◎令和3年度一般会計補正予算(第8号)

【内容】 大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定のための宅地耐震化推進事業等の増額と、新型コロナウイルスの影響により中止した事業等の経費や事業等の請負差金・実績減少分を減額計上するものです。

・補正額 495万3千円の減額

・補正後 30億2,514万1千円

◎令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

【事業勘定】

【内容】 診療所運営費補助金確定により、減額を計上するものです。

・補正額 590万円の減額

・補正後 2億8,258万9千円

【診療施設勘定】

【内容】 新型コロナウイルス予防接種により、診察日及び患者数が減ったことによる薬剤費について、減額を計上するものです。

・補正額 590万円の減額

・補正後 1億1,687万8千円

◎令和3年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

【内容】 システム改修費を減額し、保険給付費の増額を計上するものです。

・補正額 25万1千円の増額

・補正後 4億6,151万1千円

◎令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

【内容】 新型コロナウイルス感染症の影響により、健康増進事業を縮小したことや、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する、後期高齢者医療保険基金安定負担金の確定により、減額を計上するものです。

・補正額 226万6千円の減額

・補正後 4,011万3千円

◆可決(当初予算)

◎一般会計及び特別会計

令和4年度の予算総額は、一般会計23億4,700万円・特別4会計10億2,731万3千円、総計33億7,

431万3千円となり、前年度より1億9,495万円の減額となっております。(予算概要については、本広報に掲載されていますのでご覧ください。)

◆諮問(人事)

◎人権擁護委員候補者の推薦

◆任期満了に伴い新たに推薦するため、意見を付して答申を行うものです。

丸山栄氏(大字土屋原)

議会運営委員会

◆議会運営委員会を古川委員長の招集により2月24日に開催しました。3月定例会を控えていることから、定例会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、提出予定の各議案の概要説明を受けた後、会期中における審議の取扱いについて協議を行い決定しました。



全員協議会

◆全員協議会を吉田議長の招集により2月24日に開催しました。保健福祉課より新型コロナウイルス感染症の発生状況の説明と、むらづくり振興課よりやまと姫マラソンや総務課より御杖駐在所の設置について報告がありました。また、議員からは、畜産団地に関する奈良県畜産課と懇談を行った内容についての報告がなされました。

◆3月定例会の会期中における全員協議会を吉田議長の招集により3月10日に開催しました。開会日に委員会付託と決定された専決を含む補正予算6件、令和4年度当初予算5件についての詳細な説明が村から行われました。

予算決算委員会

◆予算決算委員会を木村委員長の招集により3月16日に開催しました。3月9日の本会議(開会日)において付託された専決を含む補正予算6件と令和4年度当初予算5件について審査を行い、原案どお

活動報告

- | | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 2月21日 例月出納検査(木村) | 3月 7日 御杖村空家等策定協議会(木村) |
| 2月25日 奈良県広域消防組合議会定例会(古川) | 3月 8日 正副議長打合せ(吉田・松岡) |
| 2月28日 地域福祉計画策定等委員会(葛城) | 3月11日 奈良県町村議会議長会定期総会(吉田) |
| 3月 1日 正副議長打合せ(吉田・松岡) | 3月15日 正副議長打合せ(吉田・松岡) |
| 3月 2日 曾爾・御杖行政一部事務組合議会定例会(木村・葛城・廣口) | 3月16日 広報委員会(葛城・張間) |
| | 3月17日 例月出納検査(木村) |

り可決すべきものと決定し22日の本会議(続会日)において報告することとなりました。

補助制度のご案内

有害鳥獣防除施設設置事業補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設／(1)鹿、猪対策：1施設300㎡以上の村内農地 (2)サル対策：1施設50㎡以上の村内農地

※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費／対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材購入費用

補助金額／対象経費の2分の1を補助 (1)鹿、猪対策：1,500円/1mで総額20万円まで (2)サル対策：5万円/1施設

アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件／・捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。

- ・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、猫等)を捕獲された場合は、借用者自身で対応してください。
- ・捕獲器(檻)は借用者自身の責任で設置し、事故のないように保管・管理を行ってください。



サルの追払い用火火支給等

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位／集落単位(常会等) 申込期間／令和4年4月1日～令和4年11月30日

支給数量／(1)花火：1回の申請につき20本単位で支給し、上限本数は年間100本まで (2)装備品：活動者数を支給(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが支給の条件となりますので、事前にご相談ください。

銃免許(第一種銃猟)取得等補助金

第一種銃猟(散弾銃等)免許及び銃砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して、免許取得等に要した経費を補助します。

対象者／村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和5年3月末までに第一種銃猟免許及び銃砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限／令和4年7月29日まで(申込状況により延長あり) 補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限：10万円)

対象経費／(1)第一種銃猟免許経費(講習受講料・受験手数料) (2)銃砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)

(3)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代)



暗渠排水設置事業補助金

農作業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対象者／村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

対象施設／現況が田及び畑である村内農地(但し、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費／暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／対象経費の実費総額を補助(上限：1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

農業経営基盤の強化促進事業補助金

基幹産業である農業の生産性を向上させるとともに、将来にわたり地域の農業を発展させる担い手の確保を目指すため、農業者が強い経営基盤づくりに向けて取り組む農業用設備・機械器具等の導入又は更新に対し、経費の一部を補助します。

対象者／認定農業者若しくは認定農業者に準ずる者 ※認定農業者に準ずる者とは、

- ・過去に認定農業者で現在も農業経営を行っている者
- ・1年以内に認定農業者となることが確実と認められる者 など

補助金額／(1)認定農業者が農業経営改善計画に基づき、経営基盤を整備する場合は対象経費の3分の2

(2)認定農業者に準ずる者が経営基盤を整備する場合は2分の1 など



① 農業用ビニールハウス設置補強補助

対象経費／(1)設置：パイプ径31.8mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスに要する資材費(総額50万円以上) ※労務費は対象外

(2)補強：共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助上限額／設置3,000円/m²、補強300円/m²

② 農業用機械導入更新補助

対象経費／農業用機械の取得・購入価格(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助上限額／100万円(但し、1農業者あたり1回限り)

新規就農者支援補助金

基幹産業である農業の後継者育成と継続的な発展を目指すため、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対し、農業用設備・機械器具等の導入経費の一部を補助します。

対象者／青年等就農計画認定日から3年以内の認定新規就農者で、農業次世代人材投資事業経営開始型資金を受給している方(認定見込み者を含む)

① 農業用ビニールハウス設置補助

対象経費／パイプ径31.8mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスに要する資材費(総額50万円以上)及び暖房設備や灌水資材等の付帯設備 ※労務費は対象外

補助金額／3,000円/m²を上限に、対象経費の全額を補助(最大：300万円)

② 農業用機械購入補助

対象経費／農業用機械の取得・購入価格(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助金額／対象経費の全額を補助(最大：150万円)

③ 農地賃借料補助

対象経費／農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結した農地の賃借料

補助金額／賃借料の全額を補助(上限：1万円/10a) ※助成期間は最大3年間



米の直接支払交付金 (拡充)

近年、米の買取価格の下落や過疎化・高齢化により離農する農家が増加することで、遊休農地が年々増加している状況において、水田は食料の安定供給、地域社会の活力の維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稻生産農業者に交付金を交付します。

対象者／自ら水稻を栽培する農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方

交付単価／15,000円/10a

対象面積／水稻共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から、自家消費等分として10aを控除した面積

担い手加算交付金 (拡充)

担い手農業者(認定農業者等)の生産意欲向上と、経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の発生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対象者／自ら栽培する認定農業者(法人を含む)若しくは人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者で、水稻共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南瓜・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方

交付単価／2万円/10a(認定農業者) 1万円/10a(人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者)

対象面積／水稻共済細目書に対象作物が記載されている作付面積

中山間集落支援交付金

農地生産活動の継続に向けた前向きな取り組みへの支援の一環として、遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の集約化・集積化による新規耕作者の参入しやすい環境づくりのための共同活動経費に対して交付金を交付します。

対象者／第5期対策期間中に中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する協定を締結した集落

交付単価／3,000円/10a

交付要件／右記の要件を全て満たすこと (1)年1回以上、担当部署と意見交換会を開催すること

(2)共同作業(農地・農道・水路の維持管理等)に重点を置き、集落活動をすること

※各種事業の詳細については、産業建設課へお問い合わせください。

問 産業建設課 ☎0745-95-2001

ち せき 「地籍調査事業」実施のお知らせ

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

令和3年度末時点では桃俣(町屋・菖蒲・備後・西出・井出・上出の一部)と神末(小屋・敷津・川合・東町・西町・中村・上村の一部)の調査と登記が完了し、菅野(上郷・中野・前谷・西川・庄谷・中村の一部)は現在登記に向けた手続きを行っています。



「地籍調査」とは？

地籍調査とは、主に市町村が主となり、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

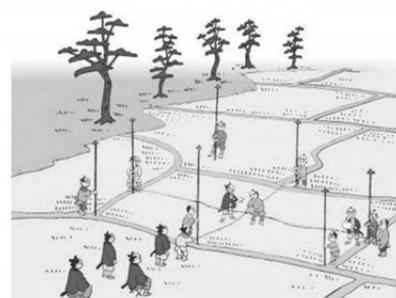
「地籍」とは、いわば「土地の戸籍」で、個人に「戸籍」という情報があるように、土地についても所有者や地番等の「地籍」という情報があり、民間・行政の様々な場面で活用されています。

なぜ地籍調査が必要か？

土地に関する記録は登記所(法務局)において管理されていますが、土地の形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図の多くは、明治初期の地租改正時に作られたものを基に作成されたもので、境界や形状が現実とは異なっている場合や、登記簿に記載された土地の面積が正確ではない場合があります。

地籍調査が行われることにより、正確な土地の情報が登記所に送られ、登記簿の記載が修正されるとともに、地図が更新されることになります。

様々な場面で活用される土地の戸籍「地籍」を明確にするため、この調査を実施する必要があります。



地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図



地籍調査のメリットは？

地籍調査を実施すると、土地の所有者や境界の位置、面積等が確定することから、次のようなメリットがあります。

- 土地に関するトラブルの未然防止に役立ちます
- 土地取引の円滑化に役立ちます
- 公共事業の円滑化・迅速な災害復旧に役立ちます
- 固定資産税の課税が適正に行われます

こんな経験はありませんか？



相続を受けた土地の正確な位置が分からない…



自宅塀を作り替えようとしたが、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた…



土地を購入し、改めて面積を測ると登記簿の面積と違っていた…

調査費用は？

地籍調査に必要な測量等の費用は、国・県・村が負担しますので、土地所有者に費用負担を求めることはありません。

ただし、境界確認のための現地立会の時間と交通費等の経費を負担する制度はありませんので、これらの費用は個人負担となります。



地籍調査にご協力を ～令和4年度実施計画～

令和4年度は、菅野第3地区「東郷の一部（田・畑・宅地）」の現地調査と、菅野第4地区「際土良・泰原の一部（田・畑・宅地）」の現地調査に向けた事前準備を行います。

現地調査を行う菅野第3地区の土地所有者や調査対象土地の隣接地所有者の皆さんには、調査日程を改めてご案内しますので、この事業の目的をご理解いただき、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。

また、既に現地調査を実施した菅野第1地区「上郷・中野・西川の一部（田・畑・宅地）」と、菅野第2地区「前谷・西川・庄谷・中村の一部（田・畑・宅地）」は、登記に向けた事務手続きを進め、登記が完了次第、土地所有者の皆さんにお知らせします。



問 産業建設課

☎0745-95-2001(内線233)

令和4年度 春夏期農作業標準料金決定

過日の農業委員会において、令和4年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。

なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、**作業料金には消費税は含まれておりません。**

また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、**お互いが納得のうえで金額を決定してください。**



作業項目		金額	備考
賃金	農作業(男女とも)	9,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
作業料金	耕起 (10a)	10,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田
	代かき (10a)	14,000円	ほ場整備済水田
		15,500円	未整備水田
	耕起～代かき (10a)	24,000円	ほ場整備済水田
		27,500円	未整備水田
	機械田植え (10a)	11,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田

農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- ◎許可申請書等の提出期限は毎月5日締切りとなっています。
- ※農地の転用は県許可となりますので、毎月25日までに必要書類を添付し提出してください。

問 産業建設課(農業委員会事務局) ☎0745-95-2001

令和4年度 森林環境譲与税使用事業について

森林環境 譲与税とは？

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額 1,000 円のご負担をいただくことから、使途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和4年度森林環境譲与税を以下の事業に使用します。

施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、御杖村内の森林整備を促進します。

木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、御杖村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

獣害につよい里山づくり事業

野生獣による農林被害が多い里山地域に対して、野生獣の餌場や隠れ家、子育て場となっている里山を整備し、里山地域と野生獣生息地との間に緩衝帯を造成することで、農林業に対する野生獣被害の低減を図るとともに、里山の景観保全を図ります。

森林環境整備事業

道路沿いの森林において倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採、撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

学校が変われば 地域が変わる
 地域が変われば 子どもが変わる
 子どもが変われば 未来が変わる

地域学校パートナーシップだより No.3

—みんなで支える学校 みんなで育てる子ども—

地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。
 令和3年度後半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。



ふるさとの学びを活かし
 新しい時代を切り拓く
 心豊かな子どもを育てていく
 ことを目指しています。



【ふるさと学習】
 小学校3,4年生
 御杖の保存食(お漬け物)



【ふるさと学習】
 中学校自然環境班
 御杖の森林について



【薬物乱用防止教室】
 中学校2,3年生



【郵便局の秘密探検】
 小学校2年生



小学校・中学校での活動

御杖小学校・御杖中学校では、地域のみなさまのご協力のもと、御杖の自然や文化、伝統や歴史などを学ぶ「ふるさと学習」などを行っています。

また、行事の準備手伝いや読み聞かせなどのさまざまな活動が学校支援ボランティアの方を中心に、行われています。



【読み聞かせ】
 小学校各学年
 お話のとびら



【ふるさと学習】
 小学校1,2年生
 御杖の自然発見



不動の滝



【ふるさと学習】
 小学校5,6年生
 御杖の観光・広報活動



山の神さま



【陶芸教室】
【薪窯見学・窯出し体験】
 小学校各学年



御杖小学校・御杖中学校 合同学習発表会の様子

—ふるさと学習で学んだことなどを発表しました—



「スマイルわいわい星人」



「御杖こんにやく物語」 「御杖の魅力発見」



展示の様子



小学校

- 1.2年「いつでもスマイルげんきにわいわい」—御杖の自然発見—
- 3.4年「御杖こんにやく物語」—御杖の特産品—
- 5.6年「ハーモニー」—御杖の魅力発見—

中学校

- 自然・環境グループ「御杖村の水と森林について」
- 歴史・文化グループ「御杖村に隠された歴史の謎に迫る

一人前になるための山上参り」



「御杖の水と森林を守ろう!」



「われらが御杖冒険隊」

【地域未来塾】

放課後学習・土曜学習



放課後や土曜日

長期休業期間中の活動

中学生 を対象に、部活動のない水曜日の放課後や受験前の土曜日に、生徒の自主学習支援を行っています。

小学生 を対象に、放課後児童一時預かりと連携し、放課後子ども教室などを行っています。



【放課後子ども教室】

門松作り

【寄贈・さし入れ】



手作りの竹とんぼ



自家製のさつまいも



【地域探検】

お花や柿を頂きました!



御杖村放課後児童一時預かり：御杖小学校在籍児童を対象に、放課後および長期休業期間中の児童の一時預かりをみつえ体験交流館で行っています。〈開設時間〉平日：放課後～18:30 長期休業期間中の平日：8:00～18:30

登録者募集

一緒に未来を支えませんか?

学校支援ボランティア

子どもたちを応援して下さる「お気持ち」だけで、どなたでも登録していただけます。次世代の子どもたちの育成に、みなさんの知識や技術、お時間やお力をかしていただければ幸いです。

問・申 御杖村学校協働実行委員会 (教育委員会事務局) ☎0745-95-2004

地域未来塾 支援員

中学生を対象に、部活動のない水曜日の放課後や土曜日を利用して、大学生や退職された教員の方などによる自主学習支援を行っています。生徒たちの学習する機会を増やし、学習への意識を高め、ひいては学力向上に繋がっていきますように、ご協力いただけたらと思います。(報酬あり)

編集後記

たくさんの方にご指導ご協力いただき、学習の集大成である「学習発表会」は、とても素晴らしい内容になりました。コロナ禍が続き、予定変更などでご迷惑をお掛けしたり、学校行事のご案内ができなかったりする中におきましても、変わらぬご厚情をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>

村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろん、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、4月に軽自動車税(種別割)、5月に固定資産税、6月に村県民税(個人住民税)そして7月には国民健康保険税が課税されます。

各税の納期は次の通りです。

	賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税(種別割)	4月1日	全期											
固定資産税	1月1日		1期		2期					3期		4期	
村県民税(個人住民税)	1月1日			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。
 月末が日曜、祝祭日等にあたる場合は、その翌日(土曜日にあたる場合は翌々日)が納期限となります。
 ※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。
 また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

軽自動車税(種別割)

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車(農耕作業用等)及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

環境性能割

三輪以上の軽自動車を、新車・中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格(取得価格50万円を超えるもの)に対し、環境性能に応じた税率(0%~2%)を乗じて算出されます。なお、賦課徴収は当分の間、都道府県が行うこととなっています。

課税されない場合

- 次に該当する場合、軽自動車税が減免されます。(毎年申請が必要です。)
- 各種障害者手帳所持者名義の軽自動車(障害の程度に応じ、1人につき1台)
- 公益のために使用する軽自動車(台数制限無し)
- ・・・など

固定資産税

御杖村内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】・・・土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人

【償却資産】・・・償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率1.4%を乗じて得た額(百円未満切捨て)となります。

課税されない場合

- 次に該当する場合、固定資産税が減免されます。(申請が必要です。)
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものは除く。)
- 村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。
- 土地：30万円
- 家屋：20万円
- 償却資産：150万円

村県民税(個人住民税)

御杖村に住民登録のある方で、前



年中に一定の給与、営業、農業、不動産、譲渡、配当や年金等の所得のあつた方に課税されます。

税額

村県民税(個人住民税)には、「均等割」と「所得割」があります。

「均等割」・・・村民税3千5百円+県民税2千円(森林環境税含む)

「所得割」・・・課税所得金額×(村民税6%+県民税4%)

課税されない場合

- 次に該当する場合、村県民税(個人住民税)が減免されます。(申請が必要です。)
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
- 災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方
- 「均等割」・「所得割」のどちらも課税されない方
- 生活保護を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が135万円以下(給与収入で20万4千円未満)の方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が38万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+26万8千円以下の方
- 「所得割」が課税されない方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が45万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+42万円以下の方

国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有する世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）に課税されます。

令和4年度は、税率・税額改定、課税限度額の引き上げが行われます。

税額

世帯内の被保険者ごとに算定した所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康保険者の合計総所得金額が次の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

地方税法の改正による、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険も同水準とするため、判定基準を一部変更します。

課税されない場合

- 次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- 災害等により生活が著しく困難となった方



区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳～74歳の被保険者		40歳～64歳の被保険者
所得割	6.5%	2.5%	2.5%
資産割	令和2年度より廃止	—	—
均等割(1人あたり)	23,000円×人数	7,000円×人数	13,000円×人数
平等割(1世帯あたり)	17,000円	6,000円	令和2年度より廃止
※1 特定世帯	8,500円	3,000円	
※2 特定継続世帯	12,750円	4,500円	
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。

※2 特定世帯として5年間軽減を受けられた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。

軽減判定所得基準表 ※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。	軽減割合	軽減判定所得基準
	7割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円
	5割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(28.5万×加入者数)
	2割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(52万×加入者数)

督促手数料と延滞金

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増加されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価（換金）して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。

① 期内に納付されないと納期限から20日以内に督促状を送付。手数料として100円が加算されます。

② 督促状で納付されないと金融機関、勤務先等へ給与等財産調査を行います。

③ 未納が継続すると②にて行った財産調査で判明した財産の差押えを行います。

④ さらに未納が継続すると取立や公売により換金し、滞納金に充当。

延滞金

完納の日までに応じて計算し加算。
（1ヶ月間は年2.4%、それ以降は年8.7%）

納付忘れがないように、村税の納付は口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。

納付忘れがないよう、手続きがお済みでない方は是非ご利用ください。

申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

振替日

毎月25日（土日の場合は翌営業日）
なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。

村税に関する詳細は、住民生活課までお問い合わせください。

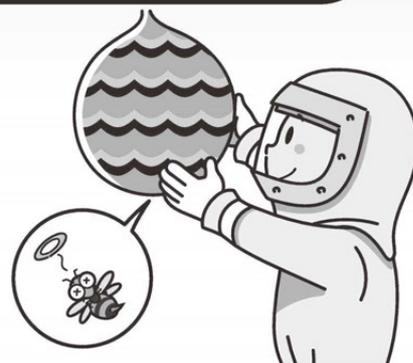
問 住民生活課 ☎0745952001
（内線113～115）

スズメバチ駆除費用の補助制度について

対象者／ 御杖村内においてスズメバチの営巣している建物・土地の所有者・使用者又は管理者で、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除された方。

補助金額／ 駆除経費の2分の1(100円未満切り捨て)で、その額が15,000円を超えるときは、15,000円を限度とします。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001

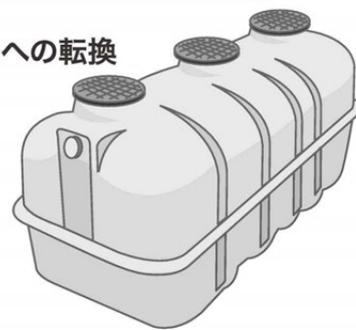


合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

- ①くみ取り式トイレから水洗トイレ(合併処理浄化槽で汚水処理するもの)への転換
- ②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる合併処理浄化槽への転換に対する補助制度があります。

補助金額は浄化槽の規模に応じ、33万2千円・41万4千円となります。ただし、補助枠には限りがあります。詳しくは住民生活課まで。

問 住民生活課 合併処理浄化槽係 ☎0745-95-2001



特定健診(特定健康診査)をうけよう!

生活習慣病の多くは自覚症状がないまま進行するため、気づいたときにはすでに重症化していることもあります。

特定健診は、40歳～74歳の人が年に1回だけ受けるチャンスがある健康診断です。特定健診を受けてご自身の健康状態をチェックしましょう!

後日、各世帯に配布予定の総合健診申込書(特定健診・がん検診等申込書)にて、詳しい日程等ご確認ください。

なお、御杖村では国民健康保険に加入している特定健診対象者の二人に一人が受診しております(受診率県内市町村1位 令和4年2月末現在)。実質、約6,900円の健診費用がなんと無料で受診できます。また、30代の国民健康保険加入者も健診を受けることができます。



後期高齢者医療保険(75歳以上)に加入されている方の健康診査も、同時に実施いたします。

問 住民生活課 国民健康保険係 後期高齢者医療保険係 ☎0745-95-2001

転出・転入などの住民登録の届出はお済みですか？

春は、就職や転勤、入学など、一年のうちでもっとも引越しの多い時期です。

住民登録は、住んでいるところの証明や各種行政サービスの基礎となっていますので住所等の異動があったときは、忘れず届出をしてください。

また、現住所で住民登録をしていない方は、正しい住民登録をしましょう。



こんなとき	届出の期間	届出に必要なもの	届出する人
転入届 他の市町村から御杖村に住所を移す場合	転入日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●前住所地の市町村から交付された転出証明書 (マイナンバーカード・住基カードを利用した転出の場合は不要) ●本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ●マイナンバーカード(所持者のみ) ●住民基本台帳カード(所持者のみ) 	原則として、本人または世帯主 ※やむを得ない場合は、代理人に委任することもできます。 (委任状が必要)
転出届 御杖村から他の市町村へ住所を移す場合	転出予定日の14日前から当日まで	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ●マイナンバーカード(所持者のみ) 	
その他の届出 転居・世帯主変更・世帯分離・世帯合併など	御杖村内で住所を移した場合や家族構成が変わった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護被保険者証など(対象者のみ) ●印鑑登録証(登録者のみ) ●住民基本台帳カード(所持者のみ) 	

※ここに書かれているもの以外に書類等が必要な場合があります。

国民健康保険や国民年金の手続きは、就職・退職の際も届出をお忘れなく！

国民健康保険や国民年金の届出は、引越しの際だけでなく、就職や退職をしたときも必要ですので忘れずをお願いします。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001 (内線116)



問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

行事のお知らせ

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月11日(月) 9:00~	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月12日(火) 13:30~15:30	無料	菅野公民館	不要	保健福祉課
囲碁・将棋交流会	4月14日(木) 13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会

筋力アップ教室への
自主参加について

感染防止対策に努めながら筋力アップ教室の会場を開放します。指導者はいませんので、ご了承ください。参加を希望される方は**保健福祉課(☎0745-95-2828)**に予約のうえご参加ください。

- 開放日 月・火・水・木・金(祝日を除く)
- 受付時間 9:00~15:00
(都合により開放できない日もあります)
- 利用時間 9:00~16:00(約1時間程度)
- 1回の利用人数 6人まで
- 持ち物 マスク、お茶、タオル、上履き
- 参加費 無料
- 内容 レッドコード®による運動 他

要予約



困った時は……

だいじょうぶ、ひとりで悩まず、まずは、**保健福祉課0745-95-2828「にーはちにーはち」**へご相談ください。



みつえっこ広場(子育て支援)

- 〈日 時〉 4月22日(金) 10:00~11:00
- 〈内 容〉 はじめましての会『このぼりをつくろう!』
- 〈持ち物〉 お茶・タオル・その他必要と思われるもの
- 〈場 所〉 御杖保育所遊戯室または、みつえっこ広場の部屋
- 〈対 象〉 保育所に入所されていない村内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者の方
- ◎毎週月・木・金曜日の9:00~12:00までは、支援室・園庭の開放をしていますので、気軽にご利用ください

問 みつえっこ広場(御杖保育所内) ☎0745-95-3138

ヨガ教室

- 〈日 時〉 4月20日(水) 18:00~19:00
- 〈場 所〉 保健センター 2階 大広間
- 〈対 象〉 村民の方全般 〈参加費〉 無料
- 〈持ち物〉 マスク、お茶、タオル
*動きやすい服装でお越しく下さい。
- 〈その他〉 かかりつけの病院がある場合は、運動してよいかどうかの判断をいただいでください。参加される方は、食事は2時間前までに済ませておいてください。

要申込
参加無料

問・申 保健福祉課 ☎0745-95-2828 (申込メ切:4月18日)



令和4年4月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日 時	予約の要否	主催する部会等
精神科に関する健康相談	4月11日(月) 16:00~17:00	必要	精神神経部会
目の健康相談	4月12日(火) 14:00~15:00	必要	眼科医会
整形外科に関する健康相談	4月19日(火) 14:00~15:00	必要 ※受付締切4月18日(月)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月20日(水) 13:30~14:30	必要	内科部会

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合がございますので、**必ず事前にお問い合わせください。**

〈場 所〉 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

〈連絡先〉 奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

新型コロナウイルス感染症 相談窓口

発熱等の風邪症状が生じた場合は、まずは「かかりつけ医等地域で身近な医療機関」に電話相談してください。

- 医療機関への相談を迷う場合には、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(旧:帰国者・接触者相談センター)」
☎0742-27-1132 (24時間対応)に相談してください。
- 一般的な相談 …… 「奈良県庁」 ☎0742-27-8561 (平日 8:30~17:15 土日祝 10:00~16:00)
「役場保健福祉課」 ☎0745-95-2828 (平日 8:30~17:15)
- 副反応の相談 …… 「奈良県新型コロナワクチン副反応コールセンター」
☎0120-919-003 (24時間対応)
- 「感染に不安がある方」の検査方法の相談
…… 「役場保健福祉課」 ☎0745-95-2828 (平日)
「御杖村役場」 ☎0745-95-2001 (土日祝)
- 自宅療養者、待機者への支援に関する相談
…… 「役場保健福祉課」 ☎0745-95-2828 (平日)



3回目の新型コロナワクチン接種について

対象者は18歳以上、すでに2回目接種を終えている方です。2回目接種日から最低でも6か月の間隔をあける必要があります。

接種可能日が近づいた方から順に、必要書類を郵送させていただきますので、ご確認ください。御杖村国保診療所では、必要書類が届いた方から予約を受け付けます。

すでに書類が届いた方で、接種券付き予診票を紛失された場合は保健福祉課(0745-95-2828)にお問い合わせください。



新型コロナワクチンを接種後に、御杖村に転入された方へ

他市町村の時に1,2回目の新型コロナワクチンを接種した後に御杖村に転入された場合、御杖村はその方の接種情報を把握しておりません。よって、今後追加接種を希望される場合は、保健福祉課に接種済証等、接種記録がわかる書類をご提示ください。

「配食サービス」のお知らせ

安否確認を兼ねたお弁当の配達を行います。

- 対象者 調理が困難で栄養改善が必要な一人暮らし高齢者又は高齢者世帯等(概ね65歳以上)
- 利用者負担額 ごはんとおかずのセット 1食500円
(どちらも税込み) おかずのみ 1食400円
のどちらかを選んでいただけます。
- 利用回数 月~金曜日のうち週1回又は2回
- 申し込み先 保健福祉課 ☎0745-95-2828



みんなで取り組む御杖村の
 健康づくりスローガン

本気で 高血圧・糖尿病を防ごう!!

令和4年度 保健事業カレンダー

		項目	場所	日程	申し込み方法		
成人の健康のために	集団方式	総合健診 ※特定健康診査 (国民健康保険被保険者・協会けんぽの被扶養者) ※後期高齢者健康診査 ※胃がん・肺がん(結核)・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎・骨密度	御杖村保健センター	7月 5日(火) 7月 6日(水) 7月 8日(金) 7月 9日(土)	申込書は、5月に全戸配布します。 ※但し、国民健康保険、後期高齢者被保険者以外の方の特定健康診査は、各加入医療保険者へ申し込んでください。		
		乳がん検診		10月 4日(火)			
	個別方式	特定健康診査・後期高齢者健康診査	県内指定医療機関	8月 1日~1月31日			
		胃がん検診	宇陀市立病院	8月 1日~2月28日			
		肝炎検査・大腸がん検診	御杖村国保診療所				
		乳がん検診	済生会中和病院 宇陀市立病院 グランソール奈良				
		子宮がん検診	検診可能な医療機関				
		歯科健診	宇陀郡・宇陀市の歯科医院				
			こまめに体を動かす			気持ちの切り替えを上手に	体の活力を測ろう
			▶筋力アップ教室(自主参加) 現在は新型コロナウイルスの影響により、理学療法士等による教室は中止しておりますが、会場の開放、教室の再開については、毎月の広報をご覧ください。 ▶訪問リハビリ リハビリ専門職等が訪問します。	▶こころの健康相談 精神保健福祉士による相談等実施します。		▶体の様々な数値の測定 ○筋肉量 ○基礎代謝 ○血圧 ○血糖値 ○1日塩分摂取量 ○検尿(尿蛋白・尿潜血・尿糖・尿中食塩濃度) 保健センターでの測定はもちろ ん、地域の集まりにも出向きま す。お気軽にご相談ください。	▶様々な測定用品の貸出 ○血圧計 ○体脂肪・体重計 ○塩分測定器 ○検尿試験紙 ▶自動血圧計の設置 御杖郵便局 JAみつえ支店 御杖村国民健康保険診療所 ▶健康・体についての学習 ○保健師・栄養士等の健康相談 ○出前講座 ○健康教室
予防接種		●高齢者インフルエンザ予防接種助成 ●高齢者肺炎球菌予防接種助成					
親と子の健康のために	項目		対象	場所	開催日時		
	乳幼児健診(集団方式)		乳児(3か月~12か月) 1.6歳児健診(1.6~1.8歳) 2歳児健診(2.6~2.8歳) 3歳児健診(3.6~3.8歳) ※()内は対象月齢	保健センター	5月27日(金) 8月26日(金) 12月16日(金) 3月10日(金)		
	離乳食幼児食教室		乳幼児・保護者・妊婦	保健センター	7月29日(金) 2月17日(金)		
	定期予防接種	個別接種	ロタウイルス	ロタリックス 6週~24週 ロタテック 6週~32週	御杖村国保診療所等 予防接種可能な 医療機関	対象者の方には お知らせをします。	
			B型肝炎	2か月~11か月			
			肺炎球菌	2か月~4歳11か月			
			ヒブ	2か月~4歳11か月			
			四種混合	3か月~7歳5か月			
			BCG	5か月~11か月			
			麻しん・風しんⅠ期	1歳~1歳11か月			
			水痘	1歳~2歳11か月			
			日本脳炎	3歳~19歳			
			麻しん・風しんⅡ期	みどり組(就学前)			
二種混合			小学6年生				
子宮頸がんワクチン	中学1年~高校1年の女性						
任意	小児インフルエンザ予防接種助成(令和4年10月広報参照)						
【お子様と一緒に】		●バンビ教室(プレイ療法)…発達等が気になるお子さんへの遊びを交えた教室の実施					
【お母さんになる人に】		●母子手帳の交付 ●妊娠判定助成(村民税非課税世帯) ●産婦健康診査事業 ●妊婦健診及び妊婦歯科健診助成(かかりつけの産婦人科と歯科医院) ●入籍時歯科検診助成					

問 保健福祉課
 ☎0745-95-2828

あなたの腎臓はお元気ですか？

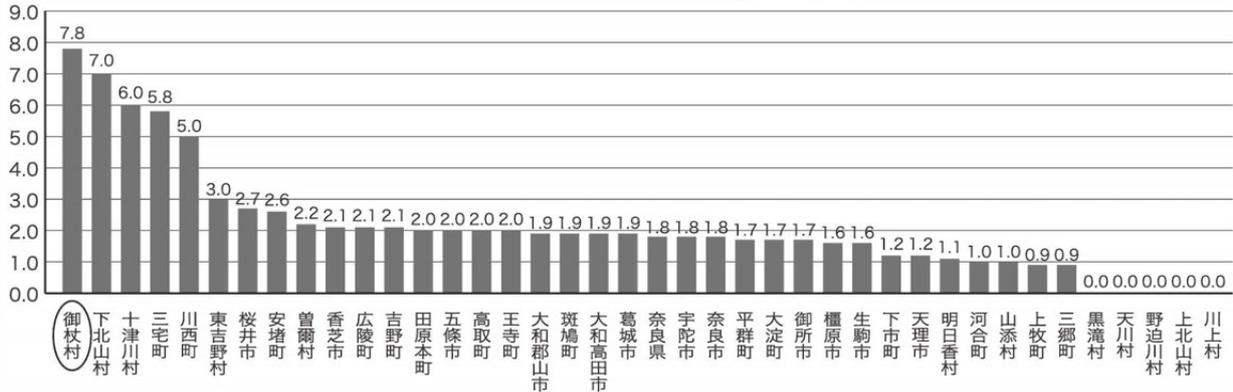


CKD(慢性腎臓病)は、自覚症状がほとんどなく、体のむくみや貧血等の自覚症状が現れる頃には、病気の進行がかなり進んだ状態である可能性があります。現在日本のCKD患者数は約1,330万人いるといわれています。自覚症状がほとんどないため、自分には関係がない病気と思ってしまうがちですが、「成人の8人に1人」がCKDということになります。(御杖村では令和3年度の特健診・後期高齢者健診の受診者のうち「5人に1人」がCKD)

御杖村は今年度データヘルス計画の中間評価を実施しましたが、奈良県内での人工透析者数の割合が最も高い状況にあることから、CKDを重要な健康課題としてさらにCKD対策に力を入れる必要性が確認されました。(たとえば国民健康保険加入者の場合)

奈良県の市町村別国民健康保険被保険者千人当たり透析患者数(R1年度)

データの出典:奈良県国民健康保険団体連合会集計



CKD(慢性腎臓病)とは??

腎臓の働きが健康な人の60%以下に低下する(GFRが60ml/分/1.73㎡未満)か、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常が続く状態です。放っておくと腎移植や透析治療が必要になるだけでなく、心筋梗塞や脳卒中などの命に関わる病気を引き起こします。

CKDになりやすい要因は「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」「加齢」「腎炎」「遺伝」など様々ありますが、近年は特に「メタボリックシンドローム」「糖尿病」などによるCKDが増えています。

塩分やアルコール等の過剰摂取、肥満、運動不足、喫煙等の不健康な生活習慣の改善が、腎臓を守る事に繋がります。腎臓は一度悪くなってしまうと元には戻りません。普段の生活習慣を見直すとともに、健康診断で尿検査や血液検査等を定期的に受け、CKDを早期発見し、適切な治療を受けましょう。

1 第1次試験日

- 教養試験・論文試験/5月8日(日)
- 体力試験・口述試験/5月21日(土)、22日(日)のうち指定する1日

2 採用予定人員

警察官(大卒区分):男性35人程度、女性5人程度

3 受験資格

平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は、令和5年3月末日までに卒業見込みの人

4 受付期間

方法	受付期間
郵送(簡易書留で)	3月4日(金)~4月15日(金)
持参(直接下記受験申込先へ)	
インターネット(県警ホームページから)	3月4日(金)~4月11日(月)

問合せ・受験申込先

奈良県警察本部警務課採用係 〒630-8578 奈良市登大路町80番地

☎0120-351-204(採用フリーダイヤル)

URL <https://www.police.pref.nara.jp/category/5-0-0-0-0.html>

担当者:奈良県警察本部警務課採用係 倉山 隼 代表 ☎0742-23-0110(内線2624)



採用試験情報

奈良県警察官(第1回)

令和4年度

姫石の湯



営業時間
11:00~20:00
(19:30受付終了)
☎0745-95-2641

村民向け入浴優待料金

村の制度として、村民限定料金(御杖村に住民票がある方限定)で姫石の湯の入浴料金がお得です。

■ご優待料金

大人300円

小学生以下のお子様は無料

ご利用にあたりましてはフロントにてお問い合わせください。



村民カード見本

特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日
4月は「桜の湯」

日本を代表する、美しく品のあ
る桜をイメージしたお風呂です。

春の訪れをゆつた
り浸かりながら感じ
ませんか？



毎月26日は「風呂の日」

ご入浴の際に「姫石ポイント
カード」に2倍押印します！

※26日が定休日の場合は翌
日に振替となります。

姫石ポイントカードは
10ポイントで次回無料ご招
待。20ポイントでさらに、次回
無料ご招待と、いつでも使え
る「入浴招待券」1枚
進呈いたします。



温泉バスご利用+「街道
市場みつえ」お買い物で
ポイントを貯めよう！

毎週木曜日運行の温泉バスご
利用の上、農産物直売所「街道
市場みつえ」で、1000円以上
のお買い物をしていただくと「直
売所ポイントカード」に1ポイン
ト押印します。10ポイント貯ま
ると「姫石の湯入浴招待券」1枚
と交換いたします。

※直売所ポイントカードは、温
泉バスご利用者様限定で発行
している特別なカードです。

■道の駅滞在時間

11時~13時(約2時間)

送迎で安心安全

楽しくお買い物、ゆつたり温泉、
おいしいご飯はいかがでしょうか。

ありがとうクーポンの発
行終了

ありがとうクーポンは、令和
4年3月31日をもって発行
を終了いたしました。

有効期限内の

ありがとうクー
ポンはお使いい
ただけます。



御杖村の
つえみちゃん

温泉カレンダー4月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1金	木風呂	石風呂	
2土	石風呂	木風呂	
3日	木風呂	石風呂	
4月	石風呂	木風呂	●
5火			定休日
6水	石風呂	木風呂	◇
7木	木風呂	石風呂	◎「姫石の湯バス」
8金	石風呂	木風呂	
9土	木風呂	石風呂	
10日	石風呂	木風呂	●
11月	木風呂	石風呂	●
12火			定休日
13水	木風呂	石風呂	◇
14木	石風呂	木風呂	◎「姫石の湯バス」
15金	木風呂	石風呂	
16土	石風呂	木風呂	
17日	木風呂	石風呂	
18月	石風呂	木風呂	●
19火			定休日
20水	石風呂	木風呂	◇
21木	木風呂	石風呂	◎「姫石の湯バス」
22金	石風呂	木風呂	
23土	木風呂	石風呂	
24日	石風呂	木風呂	
25月	木風呂	石風呂	●
26火			定休日
27水	木風呂	石風呂	◇「風呂の日」
28木	石風呂	木風呂	◎「姫石の湯バス」
29金	木風呂	石風呂	
30土	石風呂	木風呂	昭和の日

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ◎…シルバーデー

※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。☎0745-95-2641

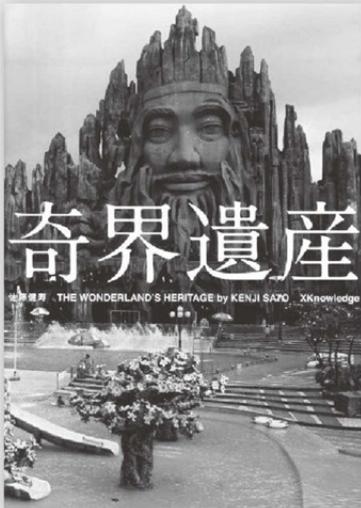
図書館だより

御杖小・中学校開放図書館にて展示しております。ぜひ、ご利用ください。

今月の読者からの おすすめの一冊



奇界遺産



●著者／佐藤健寿

世界遺産というのは、美しい景色や、歴史を刻む建築物などのことです。日本だと姫路城や富士山、奈良の文化財などが有名で、世界に目を向けるとフランスのモン・サン・ミッシェルや、スペインのサグラダファミリアなども一度は訪れてみたい美しいところですが、今回おすすめするのは「奇界遺産」という本です。

これは世界に散らばる奇妙なものをばかり集めて、ページを開く度に何故こんな物が、何故こんな風景が、という不思議な感覚にとらわれていく本ですが、早く次のページを見たいとさえ思ってしまうおもしろさもあるのです。

私が興味を持ったものを少し紹介しますと、ナスカの地上絵、UF0マニアの巡礼地でもあるエリア51、ヒマラヤのイエティなどです。これらに加え数々の奇妙なページが盛りだくさんで不思議な空間に迷い込む一方ではテーマパークのような建造物や、目を見張る程の美しい景色、お祭りなども掲載されている楽しい一冊。

ぜひ、図書館で出会って下さい。

この本を読んだ人 | ペンネーム / ちびまるこ

新刊情報

ねむねむさんがやってくる —眠りが訪れる話—

●ユ・ヒジン(作・絵) 中井 はるの(訳)

きちんと眠っている子どものところに、すてきな夢を運んできてくれるねむねむさん。

さあ、とってもキュートな「ねむねむさん」はあなたのおうちに来てくれるかな？

子どもの寝かしつけの悩みを優しく解決してくれる一冊。

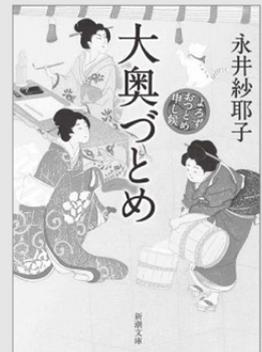


大奥づとめ—よろずおつとめ申し候—

●永井 紗耶子(著)

上様の寵愛こそすべて、とは考えなかった女性たちがいた。男子禁制の大奥で多種多様な職務に就く「お清」の女中たち。努力と才覚で仕事に励む彼女たちにも、人知れず悩みがあった……

今に通じる女性たちの姿をいきいきと描く斬新な江戸のお仕事小説!!



老いる意味 うつ、勇気、夢

●森村 誠一(著)

「元の私に戻れますか？」
老後は勇気なくして乗り切れない。人間、長く生きれば病気になるし悩み苦しむ。

だから、今までの人生の経験を凝縮して明日へ立ち向かうのだ。
老人性鬱病を告白し克服した作家の著者が、老後の生き方の意味を提言する話題作。



月曜日の抹茶カフェ

●青山 美智子(著)

桜並木のそばに佇む喫茶店「マープル・カフェ」。定休日に一度だけ抹茶カフェを開くことになって……

1杯の抹茶から始まる、東京と京都をつなぐストーリー。
——人は知らず知らずのうちに誰かの背中を押している。ここでの縁は、きっと宝物になる——



図書館よりお知らせ

令和4年3月まで旧御杖小学校にて開館しておりました開放図書館が、4月より御杖小・中学校1階の図書室へと移転いたしました。いままでの蔵書に加え、小学校・中学校の本も借りていただくことができます。

ご利用については下記の案内文をご確認ください。開館予定については、月ごとに自治体TV放送にて放送しております。また、急な休館は有線放送にてお知らせいたします。

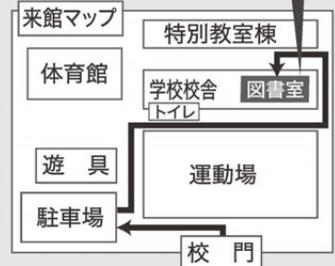
村民の皆様のご来館をお待ちしております！



正面玄関ではなく、校舎と特別教室棟の渡り廊下からご来館ください。

御杖小・中学校開放図書館利用案内

- 場 所 御杖小・中学校図書室(1階)
- 開 放 日 時 毎週土曜日 13:00～17:00まで
- 貸出冊数(期間) 1人5冊まで(4週間以内)
小学校・中学校の蔵書も借りることができます。
- リ ク エ ス ト 読みたい本が書架に見あたらないときは、予約リクエストカードに記入してください。



後期高齢者医療保険料率の算定について(令和4・5年度)

◎ 令和4・5年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行)令和2・令和3年度		(改正後)令和4・5年度	
・均等割額	48,100円	・均等割額	50,500円
・所得割率	9.41%	・所得割率	9.93%

◎ 保険料賦課限度額の改定

令和4年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

一人当たり上限 64万円	▶	一人当たり上限 66万円
-----------------	---	-----------------

◎ 保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】 世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

対象者の所得要件(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額) ^{※1}	均等割の軽減割合
	令和4・5年度
基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)以下	7割
基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)以下	5割
基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)以下	2割

※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方また公的年金等の所得がある方。

NEWS 1

人事異動

村では、新年度に向けて職員の人事異動を4月1日付で発令しました。

※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、()は会計年度任用職員

所属課	課長	課長補佐	課員				
議会事務局	局長 森本 成則						
総務課	課長 中嶋 英樹	松本 慶一 川上 暢子	鈴木 健司 徳田 光昭	箸中 駿 阪口 浩信	森田 ななみ 鈴木 徳宏	久保田 嵐 小田 勝稔	
出納室	会計管理者 今井 智		平田 美緒				
産業建設課	課長 古谷 匡敏	中嶋 和範 登 隆太郎	盛岡 奏太	河端 作弥	横山 友希	梅森 直人	
むらづくり振興課	課長 片岡 保昌	青海 昌睦 菊山 ケイ子	古谷 智士	平田 瑞樹	佐藤 誠祐	西田 涼	
住民生活課	課長 仲子 雄史	古谷 依子	小森 裕介	峯 直美	大平 拓磨	大西 聡史	田合 綾
保健福祉課	課長 川上 隆二 (診療所事務長兼務)	菊山 大介 森田 多美子 (保育所)	田中 敬子 坂井 由香理	古谷 静香 葛本 有利	福岡 裕起 藪内 尚子	北見 明日未 今西 嘉博	西窪 祐平 出上 大貴
国保診療所	所長 合田 貴世		長山 理佳	竹之内 麻記 (嶋 麻佑)			
教育委員会	次長 中村 康幸	平田 悦久	古谷 嘉章	掛川 はる菜	吉澤 さくら (5月1日採用)		

出向及び退職等

東宇陀環境衛生組合	寺本 貴輝
桜井宇陀広域連合	竹村 信樹
退職 (令和4年3月31日付)	廣尾 真貴子 小西 奈己

NEWS 2

御杖村にノベルティグッズ寄贈

2月に有限会社ティー・エヌ・ピーの井倉茂美様より、ノベルティグッズの数々を寄附していただきました。

井倉様には昨年にも寄附をしていただき、今年も文房具やタオル、エコバッグなど非常に多くの商品とともに、「御杖村に貢献したい」との熱い想いが綴られた手紙を届けてくださいました。

この度は、誠にありがとうございました。いただいた商品は、それぞれ有効に活用させていただきます。ご厚意に感謝いたしますとともに、紙面をもって御礼申し上げます。



紙面に掲載の行事やイベント等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今後、紙面に掲載の行事やイベント等が中止や延期となる場合があります。事前に、各問合せ先へご確認ください。

